

令和5年度外部専門家を活用した支援体制充実事業実施要項

(県立学校・国立学校・私立学校)

1 趣旨

保育所・幼稚園・認定こども園、小・中・義務教育学校等、高等学校（以下「所・園」「学校」という）における特別支援教育の推進体制を整備するとともに、通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、関係機関からの専門性の高い助言や援助を所・園、学校に提供することで、幼児児童生徒の特性に応じた適切な指導及び支援の充実を図る。

2 事業内容

学校に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な指導及び支援を行うため、専門的な知識や経験を有する相談員を派遣する巡回相談を実施する。

3 派遣する相談員等

県教育委員会が設置する専門家チーム、学校支援チーム及び4圏域の特別支援連携協議会に参加する関係機関で巡回相談チームを組織し、学校に派遣する。

4 事業の対象

県内に設置された県立、国立、私立学校

5 事業の実施

(1) 申込みについて

提出先	特別支援教育課
提出書類	・ 申込書（様式1） ・ 個別の指導計画（様式3） ・ チェックリスト（様式4）

(ア) 下記（2）の期間は随時受け付けをしますので、事業の実施を希望する日の1か月前までに申し込んでください。

(イ) 同一対象児童生徒の2回目以降の相談は、申込時点での状況を上記提出書類に反映させて申し込んでください。

(ウ) 様式3については、各学校で作成している個別の指導計画に替えて提出することもできます。

(エ) 各様式は、特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。

(オ) 提出書類については、個人情報を取扱いますので、郵送にて提出してください。

(2) 事業実施期間

令和5年5月22日（月）～ 令和6年2月22日（木）

6 事業の決定

特別支援教育課が、日程調整等を行ったうえで派遣実施を決定し、各学校長に通知する。

※県立中・高等学校については、以下の特別支援学校と連携し実施する。

市町村	担当
室戸市・安芸市・安芸郡	山田特別支援学校田野分校
南国市・長岡郡・土佐郡・吾川郡・高岡郡	特別支援教育課
香南市・香美市・高知市・土佐市・須崎市	高知若草特別支援学校
宿毛市・土佐清水市・四万十市・幡多郡	中村特別支援学校

7 事業の実施の留意事項

(1) 申込みにあたっては、以下の点をふまえること

- ・対象の児童生徒について、校内支援会等で支援策を検討していること。
- ・特別支援教育学校コーディネーターが連絡調整にあたること。
- ・当日の進行は、「巡回相談の進行モデル」を参照し、学校が行うこと。

(2) 相談資料について

- ・ノートのコピー、児童生徒の作品、プリント等準備できるものがあれば、申込み時に提出すること。

(3) 個人情報の保護について

- ・相談資料、関係機関との情報交換・協議等に際して提供される個人情報については、巡回相談終了時に回収するなど個人情報の保護に留意し、特に慎重な取扱いをすること。
- ・個人名が相談資料等（個別の指導計画も含む）で特定できないようにすること。

8 報告

本事業を活用した学校は、巡回相談後の取組について、下記により特別支援教育課長に郵送で提出すること。

報告書（様式2）
事業実施3か月以内 ※最終締め切り 令和6年3月15日（金）

9 経費

本事業に係る経費については、特別支援教育課が負担する。

10 その他

その他、本事業に関し必要な事項は、特別支援教育課長が定める。

<連絡先>

高知県教育委員会事務局特別支援教育課

TEL 088-821-4741

FAX 088-821-4547

Mail 311001@ken.pref.kochi.lg.jp